



発行 新潟県

第8号

令和2年1月31日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

- 2 新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則（農業総務課）
- 3 新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則（農業総務課）

告 示

- 102 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の変更届（福祉保健課）
- 103 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定介護機関の廃止届（福祉保健課）
- 104 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の指定（福祉保健課）
- 105 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の変更届（福祉保健課）
- 106 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健課）
- 107 農用地利用配分計画の認可（地域農政推進課）
- 108 地方卸売市場の認定（食品・流通課）
- 109 地方卸売市場の認定（食品・流通課）
- 110 土地改良区連合役員の就任届（農地計画課）
- 111 土地改良区の合併認可（農地計画課）
- 112 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 113 非農用地区域内に換地を定める土地の指定（農地整備課）
- 114 県営土地改良事業の工事完了（農地整備課）
- 115 県営土地改良事業の工事完了（農村環境課）
- 116 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）
- 117 建築基準法による公開の意見聴取（建築住宅課）
- 118 建築基準法による公開の意見聴取（建築住宅課）

公 告

- 一般競争入札の実施（知事部局広報広聴課）
- 令和元年度行政書士試験の合格者（市町村課）

選挙管理委員会規程

- 1 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

公安委員会規則

- 1 新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則（地域課）

雑 報

- 一般競争入札の実施（大学・私学振興課）

規 則

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年1月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第2号

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則の一部を改正する規則

新潟県農業総合研究所食品研究センター研究交流棟規則(平成12年新潟県規則第102号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号(以下「追加別表号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の号の表示及び追加別表号を除く。)に改める。

改正後		改正前	
別表(第6条、第9条関係)		別表(第6条、第9条関係)	
機械器具等	使用料 (1時間につき)	機械器具等	使用料 (1時間につき)
1 製造機器及び製造器具 (1)～(7) (略)	(略)	1 製造機器及び製造器具 (1)～(7) (略)	(略)
(8) <u>アルファ化米粉調整装置</u>	<u>1,790円</u>	(8) <u>流動層ばいせん装置</u>	<u>1,910円</u>
(9) <u>急速凍結機</u>	<u>450円</u>		
(略)		(略)	
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年1月31日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第3号

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則の一部を改正する規則

新潟県農業総合研究所食品研究センター機械器具等貸付料規則(平成12年新潟県規則第103号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号(以下「追加別表号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の号の表示及び追加別表号を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改正後		改正前	
別表(第4条関係)		別表(第4条関係)	
機 械 器 具 等	貸付料の額 (1時間につき)	機 械 器 具 等	貸付料の額 (1時間につき)
1 製造機器及び製造器具 (1)～(13) (略)	(略)	1 製造機器及び製造器具 (1)～(13) (略)	(略)
(14) 高温高圧調理殺菌装置	<u>1,490円</u>	(14) 高温高圧調理殺菌装置	<u>390円</u>
(15)～(38) (略)	(略)	(15)～(38) (略)	(略)
<u>(39) 蒸気処理装置</u>	<u>250円</u>		
<u>(40) 湿熱殺菌処理装置</u>	<u>720円</u>		
2 分析機器及び分析器具 (1)～(8) (略)	(略)	2 分析機器及び分析器具 (1)～(8) (略)	(略)
(9) 削除	(略)	(9) <u>ハンディ型分光測色計</u>	<u>270円</u>
(10)～(16) (略)	(略)	(10)～(16) (略)	(略)
<u>(17) 分光測色計</u>	<u>300円</u>		
備考 (略)		備考 (略)	

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第102号

生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年1月31日

新潟県知事 花角 英世

名 称	所 在 地	変 更 事 項	旧	新	変 更 年 月 日
アイン薬局 燕さわたり店	燕市佐渡653-1	名称	にいがた調剤薬局 燕	アイン薬局 燕さわたり店	R1.11.1
アイン薬局 サカエ店	上越市幸町14番10号	名称	サカエ薬局	アイン薬局 サカエ店	R1.11.1
五泉訪問看護ステーション	五泉市太田489番地1	所在地	五泉市太田440番地1	五泉市太田489番地1	R1.12.1

◎新潟県告示第103号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定介護機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年1月31日

新潟県知事 花 角 英 世

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止したサービスの種類	廃止年月日
株式会社 ダイチク	新潟市中央区湖南24番地2	薬局かさや	上越市大町4丁目2番12号	居宅療養管理指導	R1.12.30
株式会社 ダイチク	新潟市中央区湖南24番地2	薬局かさや	上越市大町4丁目2番12号	介護予防居宅療養管理指導	R1.12.30
株式会社 市民調剤薬局	新潟市中央区湖南24番地3	はまなす薬局	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山字聖籠山935-3	居宅療養管理指導	R1.12.31
株式会社 市民調剤薬局	新潟市中央区湖南24番地3	はまなす薬局	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山字聖籠山935-3	介護予防居宅療養管理指導	R1.12.31

◎新潟県告示第104号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

令和2年1月31日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
河内歯科医院	長岡市春日1-7-2	令和元年11月1日
たまご薬局幸町店	長岡市幸町1-8-23	令和元年12月1日
医療法人社団 木村歯科クリニック	上越市木田1-1-11	令和2年1月1日
さいとう歯科医院	糸魚川市大町1の5の20	令和2年1月7日
あべ歯科クリニック	糸魚川市新鉄2丁目12番14号	令和元年7月1日
青海薬局	糸魚川市大字寺地233	令和元年12月1日
あたご調剤薬局	五泉市村松1288番地8	令和2年1月10日
京ヶ瀬歯科医院	阿賀野市姥ヶ橋998-1	令和2年1月5日

◎新潟県告示第105号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和2年1月31日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	変更事項	旧	新	変更年月日
五泉中央病院	五泉市太田489番地1	名称	北日本脳神経外科病院	五泉中央病院	令和元年12月1日
		所在地	五泉市太田440番地1	五泉市太田489番地1	
医療法人社団 真仁会 五泉訪問看護ステーション	五泉市太田489番地1	所在地	五泉市太田440番地1	五泉市太田489番地1	令和元年12月1日

◎新潟県告示第106号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年1月31日

新潟県知事 花角 英世

名称	所在地	廃止年月日
木口内科クリニック	長岡市美沢2丁目57番地8	令和元年10月15日
河内歯科医院	長岡市春日1-7-2	令和元年10月31日
こしじ調剤薬局	長岡市飯塚字中之島2831	令和元年12月31日
薬局かさや	上越市大町4丁目2番12号	令和元年12月30日
宮嶋薬局	小千谷市本町1丁目13番32号	令和元年12月31日
みどり調剤薬局	見附市昭和町2-9-1	令和元年12月31日
原田耳鼻咽喉科医院	村上市飯野3丁目11-38	令和元年12月29日
佐藤歯科医院	村上市上片町3の30	令和元年12月31日
いわぶち整形外科クリニック	燕市吉田3478-1	令和元年12月31日
阿部歯科医院	糸魚川市横町2-1-1	令和元年6月30日
南部郷総合病院	五泉市村松1404番地	令和元年12月2日
村田医院	五泉市村松乙635番地の1	令和元年12月31日
はまなす薬局	北蒲原郡聖籠町大字諏訪山字聖籠山935-3	令和元年12月31日

◎新潟県告示第107号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により、農用地利用配分計

画を次のとおり認可した。

令和2年1月31日

新潟県知事 花角 英世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	2者	大場沢水押2949番ほか4筆 0.5ha
新発田市	7者	宮古木穴清水1210番2ほか95筆 7.6ha
阿賀野市	6者	野田弁天浦274番ほか85筆 7.8ha
胎内市	4者	鼓岡中谷内2463番ほか46筆 10.8ha
聖籠町	12者	蓮野大坪364番ほか109筆 10.1ha
新潟市	41者	北区新鼻古囲内459番ほか777筆 68.7ha
五泉市	2者	本田屋若宮1656番ほか52筆 4.4ha
三条市	15者	井栗梅田乙421番ほか91筆 9.1ha
燕市	2者	佐渡山諏訪腰107番1ほか22筆 4.6ha
田上町	1者	湯川寺ノ下361番1ほか8筆 0.2ha
長岡市	6者	浦岡下2960番ほか59筆 5.8ha
見附市	1者	葛巻東町30番ほか1筆 0.7ha
魚沼市	1者	清本中ノ島700番ほか7筆 0.7ha
南魚沼市	2者	山谷上江953番ほか7筆 1.9ha
十日町市	1者	小池岩平174番1ほか21筆 0.6ha
上越市	2者	安塚区和田宮ノ下3562番1ほか79筆 1.4ha
糸魚川市	9者	日光寺川原576番1ほか79筆 7.3ha
佐渡市	34者	高瀬1364番ほか273筆 39.2ha
合計	148者	1,833筆 181.4ha

2 認可年月日

令和2年1月30日

◎新潟県告示第108号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定した。

令和2年1月31日

新潟県知事 花角 英世

1 開設者の名称及び住所

株式会社新植

新潟県新潟市秋葉区新保926番地1

2 地方卸売市場の名称

新潟植物地方卸売市場

3 地方卸売市場の位置及び取扱品目

新潟県新潟市秋葉区新保926番地1

鉢物

4 認定年月日

令和2年1月17日

ただしこの認定の効力は、令和2年6月21日から生ずるものとする。

◎新潟県告示第109号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第13条1項の規定により、次のとおり地方卸売市場を認定した。

令和2年1月31日

新潟県知事 花角 英世

1 開設者の名称及び住所

地方卸売市場株式会社長岡中央魚市場

新潟県長岡市坂之上町3丁目4番地1

- 2 地方卸売市場の名称
地方卸売市場株式会社長岡中央魚市場
- 3 地方卸売市場の位置及び取扱品目
新潟県長岡市坂之上町3丁目4番地1
生鮮水産物、冷凍品、塩干・加工品、その他
- 4 認定年月日
令和2年1月21日
ただしこの認定の効力は、令和2年6月21日から生ずるものとする。

◎新潟県告示第110号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第18条第17項の規定により、新発田市の加治川沿岸土地改良区連合から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

令和2年1月31日

新潟県新発田地域振興局長

- 1 就任
監事 新発田市道賀165番地 小池 亨
就任年月日 令和元年12月17日

◎新潟県告示第111号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第72条第2項の規定により、次のとおり土地改良区の合併を認可した。

令和2年1月31日

新潟県知事 花角 英世

- 1 定款を変更して合併後存続する土地改良区の所在及び名称
新発田市上今泉5番地4
加治郷土地改良区
- 2 合併により解散する土地改良区の所在及び名称
新発田市長者館592番地
紫雲寺土地改良区
- 3 認可年月日
令和2年1月31日

◎新潟県告示第112号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和2年1月31日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
末沢	農用地保全施設整備(ため池等整備「地震対策ため池防災」)事業	上越市	令和元年12月12日

◎新潟県告示第113号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第3項において準用する同法第53条の2第1項の規定により、県営区画整理(経営体育成基盤整備)事業潟地区(第1換地区)に係る換地計画において、次の従前の土地は非農用地区域内に換地を定める土地として指定した。

令和2年1月31日

新潟県知事 花角 英世

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積 m^2
長岡市	寺泊蛇塚	居村浦	228	田	694
長岡市	寺泊蛇塚	居村浦	387	田	710

◎新潟県告示第114号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和2年1月31日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
河間三ツ門	区画整理(経営体育成基盤整備)事業	新潟市	令和2年1月8日

◎新潟県告示第115号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和2年1月31日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
新外谷地区	区画整理・農業用排水施設整備・農業用道路整備(農地環境整備)事業	南魚沼市	令和元年12月23日

◎新潟県告示第116号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

なお、関係図面は、新潟県土木部砂防課及び柏崎地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和2年1月31日

新潟県知事 花角 英世

1 区域の名称

苗代急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から17号までを順次結んだ線及び標柱17号と1号を結んだ線に囲まれた区域

柏崎市西山町妙法寺

字苗代

- 1466番 1号
- 1466番地先水路敷 2号
- 1497番3地先道路敷 8号
- 1498番地先道路敷 9号
- 1497番1地先道路敷 10号
- 1497番1 11号
- 1496番 12号
- 1492番 13号
- 1488番 14号
- 1481番 15号及び16号
- 1473番2 17号

字大塚

- 1450番 3号
- 1453番 7号

字袖浦

- 1540番 4号から6号まで

◎新潟県告示第117号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第15項の規定により、同条第7項ただし書きの規定による許可をす

ることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

令和2年1月31日

新潟県知事 花角 英世

1 日時

令和2年2月19日(水)午後7時00分から

2 場所

小千谷市役所 4階 大会議室

小千谷市城内2丁目7番5号

3 意見の聴取の事由

下記4による建築は、当該地域においては原則として禁止しているが、住居の環境を害するおそれがないか、又は公益上やむを得ないかどうかについて利害関係者の意見を聴くため。

4 建築計画の概要

(1) 申請者の住所及び名称

長岡市千秋2丁目2788番地1 千秋が原ビル1階

ネットトヨタ越後株式会社 代表取締役社長 渡邊 敬三

(2) 申請地

小千谷市城内4丁目4842番 外6筆

(3) 主要用途

自動車修理工場・自動車販売店

(4) 構造・規模

鉄骨造 地上2階

建築面積 922.95平方メートル

延べ面積 917.75平方メートル

◎新潟県告示第118号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第48条第15項の規定により、同条第4項ただし書きの規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

令和2年1月31日

新潟県知事 花角 英世

1 日時

令和2年2月17日(月)午後7時00分から

2 場所

粟生津公民館 2階 大会議室

燕市粟生津623番地1

3 意見の聴取の事由

下記4による建築は、当該地域においては原則として禁止しているが、良好な住居の環境を害するおそれがないか、又は公益上やむを得ないかどうかについて利害関係者の意見を聴くため。

4 建築計画の概要

(1) 申請者の住所及び名称

燕市粟生津710

株式会社ユメール・エム・ジェー・ピー 代表取締役 田中 直樹

(2) 申請地

燕市粟生津字山王759番1、760番1、761番1、762番1

(3) 主要用途

工場(洗米等食品加工機械の組立)

(4) 構造・規模

鉄骨造 地上2階

建築面積 1,832.83平方メートル

延べ面積 2,138.37平方メートル

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、県民アンケート調査対象者抽出業務委託について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年1月31日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 業務の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(2) 履行期間

契約日から令和2年3月19日まで

(3) 履行場所

新潟県庁

(4) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 受託業務及び人事管理を主業務とする担当者を常時1人以上配置し、急な欠員等に対して代替要員を確保し業務を確実に履行する即応体制が取れる者であること。

(6) 本件入札に係る入札説明書の交付を受け、入札参加資格を確認された者であること。

(7) 新潟県の県税の納税義務を有する者にあつては、当該県税の未納がない者であること。

(8) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県知事政策局広報広聴課広聴係

電話番号 025-280-5015（直通）

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から令和2年2月5日（水）まで上記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 入札の日時及び場所

令和2年2月12日（水） 午後2時

新潟県庁行政庁舎16階入札室

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望本体金額の100分の5に相当する金額以上を納付すること。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第43条第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第

10号) 第44条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札参加者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、本公告に示した競争参加資格を証明する書類等を令和2年2月7日(金)午後5時までに、上記3(1)に定める場所に提出し、契約担当者の確認を受けなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 誓約書の提出

暴力団等の排除に関する誓約書については入札説明書による。

(8) 落札者の決定方法

本公告に示した調達役務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

行政書士試験の合格者について(公告)

令和元年11月10日に行った行政書士試験の合格者の受験番号は、次のとおりである。

令和2年1月31日

新潟県知事 花 角 英 世

受験番号	受験番号
2910004	2910197
2910008	2910201
2910013	2910220
2910018	2910228
2910025	2910230
2910038	2910240
2910046	2910246
2910048	2910250
2910049	2910253
2910066	2910278
2910076	2910284
2910090	2910286
2910100	2910290
2910112	2910306
2910116	2910317
2910126	2910324
2910130	2910357
2910134	2910384
2910154	2910414
2910159	2910421
2910163	2910462
2910164	
2910166	
2910167	
2910178	
2910180	
2910191	
2910192	

新潟県選挙管理委員会規程第1号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年1月31日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
燕市	(略) 地域密着ユニット型 介護福祉施設 はな 広場・しまかみ <u>地域密着型特別養護 老人ホーム ときわ</u> <u>燕</u>	(略) 燕市横田9948番 地1 <u>燕市上見木390番 地</u>	燕市	(略) 地域密着ユニット型 介護福祉施設 はな 広場・しまかみ	(略) 燕市横田9948番 地1
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第1号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年1月31日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後				改正前			
別表				別表			
署名	名称	位置	所管区域	署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
西蒲警察署	(略)	新潟市西蒲区三方	新潟市西蒲区のうち井随、茨島、今井、大曾根、大原、国見、熊谷、称名、番屋、美里、南、山口新田、 <u>鎧潟、卯八郎受(旧潟東村)、遠藤、五之上、三方、横戸</u>	西蒲警察署	(略)	新潟市西蒲区番屋	新潟市西蒲区のうち井随、茨島、今井、大曾根、大原、国見、熊谷、称名、番屋、美里、南、山口新田、鎧潟
	潟東駐在所				番屋駐在所		
(略)				(略)			
上越警察署	高田交番	(略)	上越市のうち東本町1・2・3・4・5丁目、北本町1・2・3・4丁目、西城町1・2・3・4丁目、北城町1・2・3・4丁目、東城町3丁目、大手町、本城町、稲田1・2・3・4丁目、高土町1・2・3丁目、高土町受地、栄町、幸町、 <u>平成町(567より前の番号の番地)</u> 、大字四ヶ所、下稲田、寺、戸野目、戸野目古新田、門田新田、西市野口、上稲田	上越警察署	高田交番	(略)	上越市のうち東本町1・2・3・4・5丁目、北本町1・2・3・4丁目、西城町1・2・3・4丁目、北城町1・2・3・4丁目、東城町3丁目、大手町、本城町、稲田1・2・3・4丁目、高土町1・2・3丁目、高土町受地、栄町、幸町、 <u>平成町</u> 、大字四ヶ所、下稲田、寺、戸野目、戸野目古新田、門田新田、西市野口、上稲田
	上越妙高駅前交番	(略)			上越市のうち南本町1・2・3丁目、南新町、南城町1・2・3・4	上越妙高駅前交番	

		丁目、東城町1・2丁目、中通町、大町1丁目、南高田町、大和1・2・3・4・5・6丁目、子安新田、鴨島、鴨島1・2・3丁目、新南町、 <u>大字</u> 土合、脇野田、高田新田、今泉、稲荷、中田原の一部、下中田、島田、島田下新田、下箱井、中箱井、上箱井、五ヶ所新田、七ヶ所新田、丸山新田、下新田、岡原、寺町、木島、島田上新田、西田中、石沢			丁目、東城町1・2丁目、中通町、大町1丁目、南高田町、大和1・2・3・4・5・6丁目、子安新田、鴨島、鴨島1・2・3丁目、新南町、土合、脇野田、 <u>大字</u> 高田新田、今泉、稲荷、中田原の一部、下中田、 <u>大字</u> 島田、島田下新田、下箱井、中箱井、上箱井、五ヶ所新田、七ヶ所新田、丸山新田、下新田、岡原、寺町、木島、島田上新田、西田中、石沢
高田駅前交番	(略)	上越市のうち仲町1・2・3・4・5・6丁目、本町1・2・3・4・5・6・7丁目、大町2・3・4・5丁目、寺町1・2・3丁目、 <u>昭和町1・2丁目</u> 、上昭和町、御殿山町、大貫3・4丁目、大字飯、滝寺(通称福岡団地を除く。)、下正善寺、中正善寺、上正善寺、宇津尾、上綱子、中ノ俣、大貫(通称金谷、神山地区を除く。)、塚田新田、京田	高田駅前交番	(略)	上越市のうち仲町1・2・3・4・5・6丁目、本町1・2・3・4・5・6・7丁目、大町2・3・4・5丁目、寺町1・2・3丁目、 <u>昭和町1丁目</u> 、 <u>昭和町2丁目</u> (旧大字土橋を除く。)、上昭和町、御殿山町、大貫3・4丁目、大字飯、滝寺(通称福岡団地を除く。)、下正善寺、中正善寺、上正善寺、宇津尾、上綱子、中ノ俣、大貫(通称金谷、神山地区を除く。)、塚田新田、京田
春日山交番	(略)	上越市のうち新町、新光町1・2丁目、中門前1・2・3丁目、木田1・2・3丁目、木田新田1・2丁目、藤巻、春日山町1・2・3丁目、大豆1・2丁目、春日野1・2丁目、山屋敷町、大学前、藤野新田、富岡、大道福田、 <u>土橋</u> 、大字藤巻、土橋、岩木、滝寺の一部(通称福岡団地)、木田、薄袋、藤新田、宮野尾、牛池新田、春日、中門前、大豆、木田新田、中屋敷、寺分、藤	春日山交番	(略)	上越市のうち新町、新光町1・2丁目、中門前1・2・3丁目、木田1・2・3丁目、木田新田1・2丁目、藤巻、春日山町1・2・3丁目、大豆1・2丁目、春日野1・2丁目、 <u>昭和町2丁目</u> の一部(旧大字土橋)、山屋敷町、大学前、藤野新田、富岡、大道福田、大字藤巻、土橋、岩木、滝寺の一部(通称福岡団地)、木田、薄袋、藤新田、宮野尾、牛池新田、春日、中門前、大豆、

			野新田、富岡の一部(北陸自動車道南側の地域)			木田新田、中屋敷、寺分、 <u>愛宕国分、大場、毘沙門国分寺、藤野新田</u> 、富岡の一部(北陸自動車道南側の地域)	
	直江津 駅交番	(略)	上越市のうち五智1・2・3・4・5・6丁目、五智新町、国府1・2・3丁目、石橋1・2丁目、西本町1・2・3・4丁目、東町、中央1・2・3・4・5丁目、栄町1・2丁目、新光町3丁目、石橋、加賀町、東雲町1・2丁目、住吉町、 <u>港町1・2丁目、大字五智国分、石橋、三交、居多、轟木、大場、毘沙門国分寺、黒井の一部(2473番地12から14)、高崎新田、虫生岩戸、愛宕国分</u>		直江津 駅交番	(略)	上越市のうち五智1・2・3・4・5・6丁目、五智新町、国府1・2・3丁目、石橋1・2丁目、西本町1・2・3・4丁目、東町、中央1・2・3・4・5丁目、栄町1・2丁目、新光町3丁目、石橋、加賀町、東雲町1・2丁目、住吉町、大字五智国分、石橋、三交、居多、轟木
	三ツ屋 交番	(略)	上越市のうち安江1・2・3丁目、佐内町、三ツ屋町、下門前、田園、日之出町、塩屋新田、上源入、下源入、 <u>福田町、春日新田1・2・3・4・5丁目、川原町、八千浦、大字下門前、安江、塩屋新田、上源入、下源入、三田、三田新田、福田、福橋、三ツ橋新田、三ツ橋、小猿屋、小猿屋新田、下真砂(13番地から380番地4)、石橋新田、佐内、春日新田、松村新田、黒井(2473番地12から14を除く。)、上荒浜、下荒浜、夷浜、遊光寺浜、夷浜新田、西ヶ窪浜</u> 上越市頸城区のうち西福島、下吉、上吉、松本、市村、美しが丘、望ヶ丘、上三分一、下三分一、北四ツ屋、浮島		三ツ屋 交番	(略)	上越市のうち安江1・2・3丁目、佐内町、三ツ屋町、下門前、田園、日之出町、塩屋新田、上源入、下源入、大字下門前、安江、塩屋新田、上源入、下源入、三田、三田新田、福田、福橋、 <u>横曾根、三ツ橋新田、三ツ橋、小猿屋、小猿屋新田、下真砂(13番地から380番地4)、石橋新田</u> 上越市頸城区のうち西福島、下吉、上吉、松本、市村、美しが丘、望ヶ丘、上三分一、下三分一、北四ツ屋、浮島

			直江津 港交番	上越市 港町2 丁目	上越市のうち川原町、 春日新田1・2・3・ 4・5丁目、港町1・ ・2丁目、大字高崎新 田、黒井、上荒浜、下 荒浜(750・751番地を 除く。)、松村新田、春 日新田、夷浜の一部(県 営住宅)、遊光寺浜
(略)			(略)		
天野原 駐在所	(略)	上越市のうち桜町、子 安、とよば、大字天野 原新田、下四ツ屋、西 松野木、本長者原、長 者町、今池、藪野、辰 尾新田、東稲塚新田、 上新町、下新町、上富 川、下富川、子安、池、 熊塚、下稲塚	天野原 駐在所	(略)	上越市のうち桜町、子 安、とよば、大字天野 原新田、下四ツ屋、西 松野木、本長者原、長 者町、 <u>新長者原</u> 、今池、 藪野、辰尾新田、東稲 塚新田、上新町、下新 町、上富川、下富川、 子安、池、熊塚、下稲 塚
上野田 駐在所	(略)	上越市のうち平成町 <u>(567より前の番号の 番地を除く。)</u> 、大字上 野田、長面、下野田、 茨沢、藤塚、下池部、 吉岡、 <u>劔の一部(主要 地方道新井柿崎線西側 の地域)</u> 、四辻町、稲、 上雲寺、新保古新田、 本新保、本道、桐原、 市野江、上池部、東市 野口、野尻	上野田 駐在所	(略)	上越市のうち大字上野 田、長面、下野田、茨 沢、藤塚、下池部、吉 岡、 <u>劔</u> 、四辻町、稲、 上雲寺、新保古新田、 本新保、本道、桐原、 市野江、上池部、東市 野口、野尻
(略)			(略)		
高士駐 在所	(略)	上越市のうち大字高和 町、元屋敷、稲谷、上 曾根、下曾根、高津、 飯田、森田、十二ノ木、 北方、南方、大口、妙 油、東京田、松塚、 <u>劔 の一部(主要地方道新 井柿崎線西側の地域を 除く。)</u>	高士駐 在所	(略)	上越市のうち大字高和 町、元屋敷、稲谷、上 曾根、下曾根、高津、 飯田、森田、十二ノ木、 北方、南方、大口、妙 油、東京田、松塚
長浜駐 在所	(略)	上越市のうち大字長 浜、有間川、丹原、鍋 ヶ浦、吉浦、茶屋ヶ原、 西戸野、花立、中桑取、 三伝、高住、下綱子、 西山寺、小池、西鳥越、 上宇山、下宇山、中桑 取新田、鍛冶免分、西	長浜駐 在所	(略)	上越市のうち大字 <u>虫生 岩戸</u> 、長浜、有間川、 丹原、鍋ヶ浦、吉浦、 茶屋ヶ原、西戸野、花 立、中桑取、三伝、高 住、下綱子、西山寺、 小池、西鳥越、上宇山、 下宇山、中桑取新田、

		横山、諏訪分、小池新田、西吉尾、東吉尾、大淵、増沢、土口、北谷、西谷内、皆口、横畑			鍛冶免分、西横山、諏訪分、小池新田、西吉尾、東吉尾、大淵、増沢、土口、北谷、西谷内、皆口、横畑	
保倉駐在所	(略)	上越市のうち大字駒林、下百々、小泉、長岡、長岡新田、下名柄、下吉野、上吉野、上名柄、青野、石川、五野井、下五貫野、上五貫野、岡崎新田、田沢新田、福岡新田、飯塚、川端、中真砂、東中島、上千原、下真砂(13番地から380番地4を除く。)、 <u>横曽根</u>		保倉駐在所	(略)	上越市のうち大字駒林、下百々、小泉、長岡、長岡新田、下名柄、下吉野、上吉野、上名柄、青野、石川、五野井、下五貫野、上五貫野、岡崎新田、田沢新田、福岡新田、飯塚、川端、中真砂、東中島、上千原、下真砂(13番地から380番地4を除く。)
	(略)				(略)	
<u>柿崎交番</u>	(略)	上越市柿崎区のうち柿崎、法音寺、金谷、東谷内、雁海、栃窪、下中山、山谷、小萱、直海浜、高寺、阿弥陀瀬、下小野、柳ヶ崎、角取、行法、川井、下条、落合、上金原、桜町新田、上小野、川田、下金原、上直海、江島新田、荻谷、百木、上下浜、三ツ屋浜、馬正面、坂田新田、上下浜新田、竹鼻、 <u>米山寺</u> 、高畑、芋島、水野、下牧、平沢、 <u>岩野</u> 、 <u>下灰庭新田</u> 、 <u>黒岩</u> 、 <u>東横山</u> 、 <u>旭平</u> 、 <u>松留</u> 、 <u>上中山</u> 、 <u>猿毛</u> 、 <u>城腰</u> 、 <u>岩手</u> 、 <u>芋島新田</u> 、 <u>猿毛新田</u>		<u>柿崎幹部交番</u>	(略)	上越市柿崎区のうち柿崎、法音寺、金谷、東谷内、雁海、栃窪、下中山、山谷、小萱、直海浜、高寺、阿弥陀瀬、下小野、柳ヶ崎、角取、行法、川井、下条、落合、上金原、桜町新田、上小野、川田、下金原、上直海、江島新田、荻谷、百木、上下浜、三ツ屋浜、馬正面、坂田新田、上下浜新田、竹鼻
				米山寺駐在所	上越市柿崎区米山寺	上越市柿崎区のうち米山寺、高畑、芋島、水野、下牧、平沢、岩野、下灰庭新田、黒岩、東横山、旭平、松留、上中山、猿毛、城腰、岩手、芋島新田、猿毛新田
犀潟駐在所	(略)	上越市大潟区のうち犀潟、渋柿浜、潟守新田		犀潟駐在所	(略)	<u>上越市のうち大字西ヶ窪浜</u> 、 <u>夷浜新田</u> 、 <u>夷浜</u> (<u>県営住宅を除く。</u>)、 <u>下荒浜の一部(750・751</u>

						番地) 上越市大潟区のうち犀 潟、渋柿浜、潟守新田					
	(略)			(略)							
頸城駐 在所	(略)	上越市頸城区のうち島 田、五十嵐、下千原、 千原、諏訪、百間町、 上神原、下神原、北福 崎、榎井、下米岡、下 中島、城野腰、松橋、 松橋新田、舟津、森下、 宮本、北方、青野、宮 原、潟口、飯田、東俣、 柿野、川袋、下中村、 鶺ノ木、立崎、片津、 姥谷内、大坂井、田中、 下池田、西湊、岡田、 中柳町、上柳町、富田、 柳町新田、寺田、大谷 内、下柳町、中城、戸 口野、手宮、石神、石 神新田、塔ヶ崎、森本、 花ヶ崎、上増田、天ヶ 崎、大蒲生田、日根津、 上池田、大潟、玄僧、 矢住、中増田、下増田、 仁野分、手島				頸城駐 在所	(略)	上越市頸城区のうち島 田、五十嵐、下千原、 千原、諏訪、百間町、 上神原、下神原、北福 崎、榎井、榎下、下米 岡、下中島、城野腰、 松橋、松橋新田、舟津、 森下、宮本、北方、青 野、宮原、潟口、飯田、 東俣、柿野、川袋、下 中村、鶺ノ木、立崎、 片津、姥谷内、大坂井、 田中、下池田、西湊、 西港、岡田、中柳町、 上柳町、富田、柳町新 田、寺田、大谷内、下 柳町、中城、戸口野、 上泉、手宮、石神、石 神新田、塔ヶ崎、森本、 花ヶ崎、並木、川原、 上増田、天ヶ崎、大蒲 生田、日根津、上池田、 大潟、玄僧、矢住、中 増田、下増田、仁野分、 手島、石神古川			
	(略)			(略)							
(略)				(略)							

附 則

この規則中別表西蒲警察署の部の改正は令和2年2月13日から、同表上越警察署の部の改正は同年3月1日から施行する。

雑 報

一般競争入札の実施について（公告）

公立大学法人新潟県立大学会計規則第17条第1項の規定により、図書の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和2年1月31日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 若 杉 隆 平

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件の名称
図書の購入
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書及び別記仕様書による。
- (3) 納入期限

令和2年5月20日(水)までに、調達物品について確認検査を受けること。

(4) 納入場所

新潟県立大学(新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地)

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間

令和2年1月31日(金)から令和2年2月13日(木)まで(公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。)の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所及び問合せ先

新潟県立大学教務学生支援部企画課(新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地)

電話番号025-368-8224 FAX番号025-270-5173

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和2年2月20日(木) 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地 新潟県立大学1号館A棟1203会議室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 公立大学法人新潟県立大学契約事務取扱規程(以下「契約事務取扱規程」という。)第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成29・30・31年度新潟県物品等入札参加資格者名簿(書籍・出版物)に登録されている者であること。

(3) 国又は地方公共団体から指名停止措置を現に受けていないこと。

(4) 本調達物品又はこれと同等以上の類似する物品に係る納入実績があることを証明した者であること。

(5) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(6) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて公立大学法人新潟県立大学理事長から確認を受けている者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

(1) 本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、公立大学法人新潟県立大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

ア 提出期限

令和2年2月13日(木) 午後5時15分

イ 提出場所

新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地 新潟県立大学教務学生支援部企画課

ウ 提出方法

本人(法人にあつては代表権限を有する者。以下同じ。)又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及びその部数

入札説明書による

(2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 交付日時

令和2年2月17日(月) 午前10時から午後4時まで

イ 交付場所

(1)イに掲げる場所

6 入札の方法

(1) 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

(2) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に規定する入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の現金(金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。)とする。ただし、契約事務取扱規程第42条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

10 契約の手續において使用する言語及び通貨

契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

11 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申し立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。

(3) その他

本件入札及び委託契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。